

総務委員会

開催日	令和4年6月16日
時間	午前9時30分～午前9時47分
場所	委員会室
出席議員	松岡 繁知、高橋 哲生、天野 武藏、伊藤 嘉起 林 真子、野々部 享、伊藤 奈美
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 石黒企画部次長兼人事秘書課長 林企画政策課長 沢田企業誘致課長 岩田総務部長 飯田総務部次長兼財産管理課長 楢本総務部次長兼総務課長 服部財政課長 服部財政課副主幹 渡辺税務課長 川村税務課課長補佐 齋藤税務課課長補佐 辻収納課長 丹羽危機管理部長 舟橋危機管理課長 寺社下健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 吉田会計管理者 平野会計課長 三輪監査委員事務局長 木全監査課長
関係職員	栗本議会事務局長 後藤議会事務局次長兼議事調査課長 鈴木議事調査課係長
議案または協議事項	1. 総務委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務委員会委員長 (松岡 繁知君)

皆様、おはようございます。

ただいまより総務委員会を開催いたします。

去る7日の本会議において総務委員会に付託されました議案について御審議をいただきますが、その前に市長より御挨拶を受けたいと思います。

永田市長、よろしくお祈いします。

市 長 (永田 純夫君)

おはようございます。

本日は委員の皆様方には早朝より総務委員会への御出席、大変御苦勞さまでございます。

昨日、8日遅い梅雨になりましたが、これから本格的な出水期に入ります。数か月間、台風や集中豪雨、しっかりと注意をしまいたいと考えております。

本日は付託になりました案件につきまして慎重に御審議を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお祈いします。

総務委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございました。

一般傍聴者はお見えでしょうか。

議事調査課係長 (鈴木 栄治君)

一般傍聴者の方はお見えになりません。

総務委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございます。

当委員会に付託されました所管は、総務部所管でございます。

それでは、議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

渡辺税務課長。

税務課長 (渡辺 由利子君)

税務課、渡辺です。

それでは、令和4年6月清須市議会定例会市長提出議案等の9ページをお願いいたします。

議案第 34 号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別控除の特例期間の延長等を行う必要があるからです。

1 枚めくっていただきまして、10 ページをお願いします。

清須市税条例等の一部を改正する条例案

清須市税条例等の一部を改正する条例

内容を説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う改正です。

清須市税条例の一部改正第 1 条は、清須市税条例の一部改正です。

清須市税条例の一部を次のように改正する。

清須市税条例第 18 条の 4 と 11 ページ中頃の第 73 条の 2、第 73 条の 3 の改正は、DV 被害者等に関する住所の記載に関する規定の整備です。納税証明書や固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書等の交付手数料に DV 被害者等に係る住所に代わる事項を記載した証明書等を含めることを規定しています。

10 ページに戻りまして、第 33 条第 4 項、第 6 項、第 34 条の 9、11 ページの下から 7 行目の附則第 16 条の 3 第 2 項、1 枚めくっていただきまして、12 ページ上から 2 行目の附則第 20 条の 2 第 4 項、1 つ下の第 20 条の 3 第 4 項は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しです。上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と市民税において異なる課税方式が選択可能であった現行制度を見直し、課税方式を一致させることを規定しています。

もう一度 10 ページに戻りまして、下から 2 行目の第 36 条の 3 の 2 は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に自己と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 133 万円以下である者の氏名を記載することを追加し、11 ページ上から 7 行目の第 36 条の 3 の 3 は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に退職手当等を有する者で合計所得金額

が95万円以下である特定配偶者の氏名を記載することを追加しています。

1枚めくっていただきまして、12ページの中頃第2条は、令和3年6月に公布した税条例の一部を改正する条例、令和3年清須市条例第18号を一部改正するものです。

改正内容は、第36条の3の3第1項の個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する扶養親族に係る文言の整理をするものです。

その下、附則です。

第1条は、施行期日です。

この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。

第1号の個人の市民税の上場株式等の配当等に係る課税方式の見直しについては、令和6年1月1日から施行します。

右側に移りまして、13ページの2行目、第2号のDV被害者等に関する住所の記載に関する規定の整備につきましては、令和6年4月1日から施行します。

その下、附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定です。

下から5行目の第3条は、清須市手数料条例の一部改正です。

清須市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、本則の第1条で改正するDV被害者等に係る住所に代わる事項を記載した固定資産関係の証明書等の交付手数料について、支援措置を施していない証明書等の交付手数料と同額の1件200円を徴収するよう改正するものです。

議案第34号の説明は以上です。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名のってから、質疑、あるいは答弁に入ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

林委員。

林 真子委員

林です。

では、質問させていただきます。

今、御説明があった中の提出議案の11ページにDVの関係のお話があったと思います。緑の説明資料の2ページに分かりやすく載っているわけですが、まず、DV被害者の方の住所を保護するというか、そういう形の話だと思うんですけども、そもそも納税証明書なんですけども、本人以外の方というのは取得ができないと思っているんですけど、いかがでしょうか。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

DV被害者等に係る納税証明書、ほかにも税務関係の証明書等は皆そうなんですけれども、基本的には、本人以外から請求があった場合というのは発行はいたしません。ですが、固定資産の場合ですと、所有者が複数人で1つの資産を共有しているということがございますので、その共有者から交付請求があった場合にはお出ししています。

以上でございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

分かりました。

共有名義の場合は載ってしまうということなんですけど、この中で、住所に代わる事項を記載した納税証明書等ってあるんですけども、これからいろいろ考えられると思いますけども、今、住所に代わる事項というのは具体的にどのようなことを想定されているのか、お分かりでしたら教えてください。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

今現在、法務局の住所ですとか、DV被害者等の支援団体の住所などが想定をされておりますが、詳細は、令和6年4月1日までに総務省令で定められる予定です。

以上でございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

ありがとうございました。

このDVの被害者の方の支援というのは大事だと思いますので、これからもしっかりとこちらに基づきまして行っていただくようお願いして終わります。

ありがとうございました。以上です。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案につきまして採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分について、説明をお願いします。

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

議案第36号について、総務部所管分を一括して御説明いたします。

令和4年度一般会計補正予算書及び説明書の24ページ、25ページを御覧ください。

歳入です。

一番下、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額820万8千円の増額、1

節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。本補正後の現在高は10億7千717万1千円です。

1枚跳ねていただきまして、26ページ、27ページです。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額106万円の増額、24節積立金です。

説明欄を御覧いただきまして、清洲城整備事業基金費100万円、都市計画施設基金費6万円の増額です。それぞれ指定寄附に伴う積立てです。

総務部所管分の説明は以上です。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

それでは、質疑を終わります。

議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

伊藤 嘉起委員

せっかくの機会なんで、時間も早いので、総務所管に関して今までの継続ということになるかも分かりませんが、お伺いしたいことがあるんですけど、よろしいでしょうか。

2点ほどあるんですが、まず1点目ですが、岩田部長が課長時代に西枇庁舎の今後の在り方と

ということで、URとの協議と報告をいただきました。その後、URのほうも退去策の懇談と相談窓口と進めておみえになると思うんですが、財産管理課の飯田課長のほうですが、住民代表の方と意見交換をされとるということを耳にするんですが、進捗状況とその内容について、話せる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思うんです。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田課長、お願いします。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課、飯田です。

代表の方とは数回お会いしまして、またURさんから機密情報ではなく私たちに情報を流していただいてもいいような内容ということでお聞きしているのが、個別の相談所を設けさせていただきまして、その後、住民の方からかなり関心があったということで、3分の2近くの方が個別の相談所にお出向きいただいたというお話は聞いております。

また、説明会はかなり少ない方が参加されたとお聞きしているというのが状況でございます。

移転についての詳細については、まだ詳しくはお聞きしてないものですから、この席ではお話しする内容はございません。

以上でございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

所管というか、財産管理課としての務めとして、住民代表の方と意見交換されたということですけど、その内容については。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

まず、市役所における相談窓口につきましては、相談事務所の担当者の方に、こういった件につきましてはこの係のこの方が担当をしておりますということで、相談する場合はこの方をお願いしますということでお名前はお伝えしております。

以上でございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ありがとうございます。

もう1点ですけど、これは2018年12月でしたか、再犯防止推進法が施行されまして、昨年度3月に愛知県が再犯防止推進計画を策定されました。我々市においては努力義務ではあるが、再犯防止推進法に沿った再犯防止推進計画を策定するよというところが国のほうから来ているとは思いますが、それを今後検討されるのはどの部署でやられるんですか、教えていただきたいと思います。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

その所管につきましては、社会福祉課のほうで担わせていただくということでお話をさせていただいた記憶がございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

以上です。ありがとうございます。

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

以上で、総務委員会に付託されました議案についての審議は終了いたしました。

なお、従来どおり、常任委員会の閉会中の継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

異議はございませんので、議長に閉会中の継続審査の申出書を提出いたします。

また、委員長報告につきまして、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

総務委員会委員長（松岡 繁知君）

異議はございませんので、そのように決定いたします。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでした。

(時に午前 9時47分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月16日

総務委員会委員長 松 岡 繁 知